

会員規程

一般社団法人企業価値向上支援協会（以下、「当法人」という。）の会員について、以下の通り定めます。

（入会）

第1条 当法人の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を理事に提出し、理事の承認を得て、別に定める年会費を支払わなければならない。

（会員種別）

第2条 当法人の会員は次の通りとする。

- 1 正会員 当法人の趣旨に賛同し、理事の承認を得て、別に定める会費負担に同意し、入会した者
- 2 賛助会員 当法人の目的を賛助するため、理事の承認を得て、別に定める会費負担に同意し、入会した者
- 3 特別会員 正会員・賛助会員に所属する役員・従業員

（会費）

第3条 入会者は、すみやかに会費規程の定めるところにより会費を支払わなければならない。

（登録・変更）

第4条 当法人は、入会者の会員種別ごとに会員名簿を作成する。

2 会員登録情報に変更が生じた場合は、すみやかに理事に報告し、当法人は会員名簿を訂正するものとする。

（退会）

第5条 会員が退会するときは、所定の退会申請書を理事に提出しなければならない。

2 特別会員は、所属する正会員・賛助会員が当法人を退会したとき、もしくは正会員・賛助会員の役員・従業員でなくなった時点で退会したものとする。

（除名）

第6条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって除名することができる。

- 1 各種規程類、その他規則に違反したとき
- 2 当法人の名誉を傷つけ、または本法人の目的に反する行為を行ったとき

- 3 2事業年度にわたり会費の支払い義務を怠ったとき
- 4 その他除名すべき正当な事由があるとき

(資格喪失)

第7条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 1 成年被後見人または被保佐人になったとき
- 2 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または解散したとき

(資格喪失に伴う権利及び義務)

第8条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし未履行の義務・責務は免れないものとする。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費類の抛出金品は返還しない。

《参考：会費規程抜粋 2021年2月現在年会費》

- (1) 正会員 年間 30,000 円 (1口以上)
- (2) 賛助会員 年間 12,000 円 (1口以上)

会費年度：毎年12月1日から翌年11月30日まで

《年会費短期率表》

加入月	月割年会費	
	正会員	賛助会員
12月	30,000	12,000
1月	27,500	11,000
2月	25,000	10,000
3月	22,500	9,000
4月	20,000	8,000
5月	17,500	7,000
6月	15,000	6,000
7月	12,500	5,000
8月	10,000	4,000
9月	7,500	3,000
10月	5,000	2,000
11月	2,500	1,000